

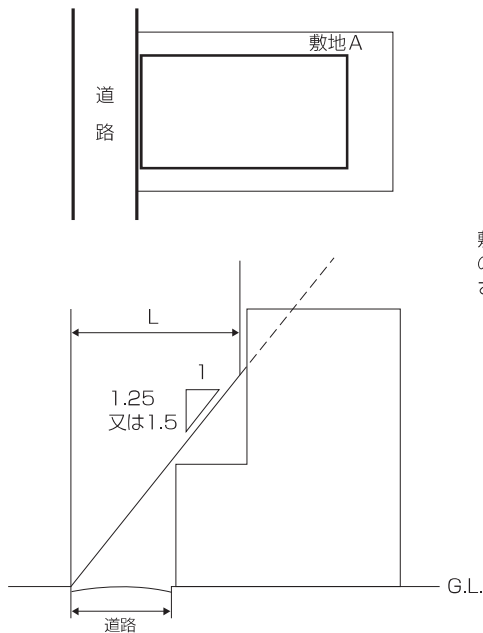
## II 建築確認申請関係

### ○道路斜線制限

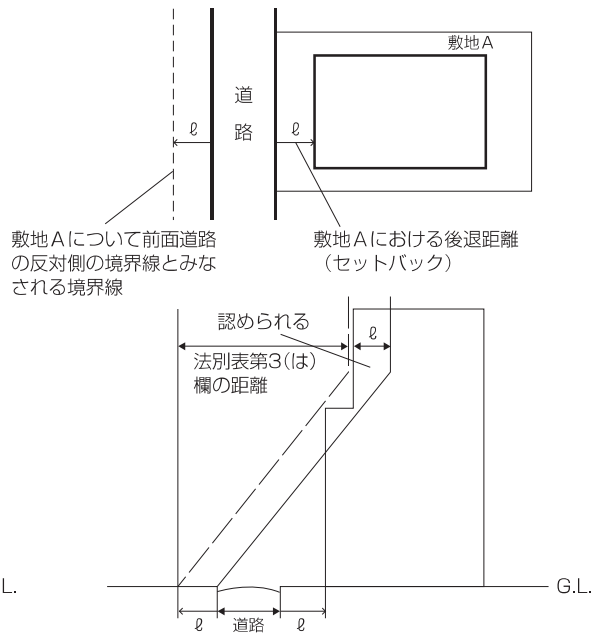
建築物がある地域、地区又は区域	容積率制限の限度	距離 (L) 〔前面道路の反対側の 境界線からの範囲〕	数 値
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	20/10以下の場合	20m	1.25
近隣商業地域 商業地域	40/10以下の場合	20m	1.5
準工業地域 工業地域 工業専用地域	20/10以下の場合	20m	1.5
用途地域の指定のない区域	20/10以下の場合	20m	1.5

### ◇道路斜線制限とは

#### ●後退距離=0の場合



#### ●後退距離のある場合



### ○防火地域等

#### 1 準防火地域

火災はその発生を防ぐことが大切ですが、防火地域は、建築物に火災が発生した場合、その火災が他の建築物に及ばないように地域による集団的な規制を行い、都市の防火を図ろうとするものです。そのためにその地域内の耐火建築物の建築を促進するように求めています。

奥州市では水沢地域の中心市街地にある商業地域全域（約50ha）を「準防火地域」に指定しております。

#### 2 建築基準法第22条区域

防火地域および準防火地域以外の区域内にある建築物に対し、火災による類焼の防止を図る目的から、特定行政庁（岩手県）は岩手県都市計画審議会の意見を聴いて区域の指定を行います。

##### (1) 指定区域内の建築物に対する制限

法第22条指定区域内の建築物については、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するため屋根を不燃材等で葺かなければなりません。

また、主要構造部が木材等の可燃材料で造られたものは、延焼のおそれのある部分の外壁を準防火性能（土塗り壁等）とする必要があります。